

教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策  
の大綱「豊川市教育大綱」について

1 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（抄）

■大綱の策定等

第一条の三 地方公共団体の長は、教育基本法第十七条第一項に規定する基本的な方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱（以下単に「大綱」という。）を定めるものとする。

2 地方公共団体の長は、大綱を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、次条第一項の総合教育会議において協議するものとする。

3 地方公共団体の長は、大綱を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

4 第一項の規定は、地方公共団体の長に対し、第二十一条に規定する事務を管理し、又は執行する権限を与えるものと解釈してはならない。

## 2 大綱にかかる法令等での位置づけ等

項 目	法令の規定及び国通知による解釈
大綱の策定主体	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地方公共団体の長である市長が、総合教育会議の中で、教育委員会と協議・調整し、策定する。</li> </ul>
大綱の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策について、その目標や施策の根本となる方針を定めるものである。</li> <li>・教育のほか、学術、文化、スポーツ等も大綱の対象となるが、必ずしも網羅的に記載する必要はない。</li> <li>・予算や条例等の地方公共団体の長の有する権限に属する事項についての目標や根本となる方針が考えられる。</li> </ul>
大綱と教育振興基本計画との関係	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大綱は、教育基本法に基づき策定される国の教育振興基本計画における基本的な方針を参酌して定めることとされている。「参酌」とは参考にするという意味であり、教育の課題が地域によって様々であることを踏まえ、市長は、地域の実情に応じて大綱を策定するものである。</li> <li>・市長が、総合教育会議で教育委員会と協議・調整し、市教育振興基本計画をもって大綱に代えると判断した場合、別途、大綱を策定する必要はない。</li> </ul>
大綱の対象期間と策定時期	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国の教育振興基本計画の対象期間が5年であることに鑑み、4～5年程度を想定している。</li> <li>・法改正の施行日以降、総合教育会議を開催し、できるだけ速やかに策定していくこととする。</li> </ul>
尊重義務	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市長が教育委員会と協議・調整の上、調整がついた事項を大綱に記載した場合は、市長及び教育委員会双方に尊重義務が発生する。</li> <li>ただし、その方針に基づき事務執行を行ったが、結果として大綱に定めた目標が達成できなかった場合については、尊重義務違反にはあたらない。</li> </ul>
策定・公表の手続き	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大綱を策定又は変更するときは、あらかじめ総合教育会議において協議する必要がある。</li> <li>・大綱を策定又は変更したときは、遅滞なく公表しなければならない。</li> </ul>

### 3 本市における大綱策定の方針

#### (1) 基本的な考え方

本市では、教育基本法第17条第2項の「地方公共団体は国の教育振興基本計画を参酌し、それぞれの地域の実情に応じて、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない」との規定を受け、本市の教育行政の指針となる基本理念や基本目標を明らかにし、具体的な教育施策を計画的に推進するため、平成24年3月に「豊川市教育振興基本計画」（以下「市基本計画」とする。）を定めている。（別紙「概要版 豊川市教育振興基本計画」を参照）

教育振興基本計画と大綱はともに、国の教育振興基本計画を参酌し、教育等にかかる地域の実情に応じて策定するものであることなどから、市基本計画と大綱は整合性のとれたものであることが必要と考える。したがって、本市が定める大綱「豊川市教育大綱（以下「市大綱」とする。）」は、現在の市基本計画をもって代えることとし、市基本計画の骨格部分である基本理念と基本目標を位置づけていきたい。（次頁「市大綱（案）」を参照）

#### (2) 対象期間

現行の市基本計画の計画期間は、平成24年度から平成28年度末までの5ヵ年であり、市大綱の対象期間もこれと合わせ平成28年度末までとする。

平成29年度以降の次期市基本計画は、今年度から見直し・策定業務を進めるため、総合教育会議においてもこれと連携し、協議・調整を尽くしていくものとする。

## 豊川市教育大綱（案）

### 基本理念

ともに学び 生きる力を育み 未来を拓く豊川の人づくり

以下の基本目標のもと、各施策を推進します。

#### 基本目標 1 豊かな心を育む教育を実現します

- ① 道徳教育の充実
- ② 人権教育の充実
- ③ いじめ・不登校などへの対応
- ④ 読書活動の推進
- ⑤ 子育て・家庭教育の向上支援
- ⑥ 文化財保護の推進

#### 基本目標 2 社会の変化に応える確かな学力を育成します

- ① 楽しくわかる授業の実践
- ② 外国人の児童生徒への教育の充実
- ③ 進路指導の充実

- ④ 特別支援教育の充実
- ⑤ 教職員の資質向上
- ⑥ 学習支援員の配置

### **基本目標 3 魅力ある教育環境を整備します**

- ① 児童生徒の安全安心の確保
- ② 開かれた学校づくりを目指す教育活動
- ③ 家庭・地域教育の連携
- ④ 学校教育環境などの整備・充実
- ⑤ スポーツ環境・施設の整備と活用
- ⑥ 生涯学習環境の整備
- ⑦ 図書館機能の充実

### **基本目標 4 豊かな人生を自らが築く学習社会を確立します**

- ① 生涯学習の振興と充実
- ② 生涯の健康を支える力の育成
- ③ 生涯スポーツ社会の実現
- ④ 図書館サービスの推進